

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について 運用の改定を行います。

中津市では、特定の工事材料の価格が高騰した場合に、公共工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)に基づき請負代金額の変更を行っています。

単品スライドは、平成20年8月1日に定めた運用により実施してまいりましたが、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、運用を改定しました。

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、公共工事請負契約約款第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」を条件とし、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 請負代金額の変更の考え方

受注者からの請負代金額変更請求に基づき、原則、当該請求日において残工期が2箇月以上ある場合に限り、対象工事費の1%を超える額を変更します。(1%は受注者の負担とします。)

3. 運用改定の内容

【これまでの運用】

- ① 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」(受注者が提出)と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更
- ② 受注者は、実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出

【新たな運用の追加】

- ①' 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- ②' 鋼橋上部工工事特有の商慣行などにより、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

4. 運用について

運用については、「大分県公共工事請負契約約款第25条第5項の運用」を準用します。

(お問合せ)

総務部 契約検査課 契約検査係

TEL(0979)62-9875(内線 701・702)

又は工事発注担当課